

構造改革特別区域の第16次提案等に対する政府の対応方針

平成22年3月25日
構造改革特別区域推進本部

構造改革特別区域法第3条第3項に基づき、平成21年10月13日から11月12日までの間、構造改革特別区域（以下「特区」という。）に係る第16次提案の募集を実施し、政府においてそれぞれの提案における規制改革要望について検討を行った。

また、これまでの特区の提案に対する政府の対応方針において「規制所管省庁が今後検討を進める」とされた規制改革事項等についても、政府においてとりまとめを行った。

これらを踏まえ、以下のような対応方針をとることとする。

1. 全国において実施する規制改革事項

特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表1のとおりである。

2. 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等は、別表2のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

3. その他

地方公共団体や民間事業者等から提案を受けた事項のうち、今回対象とはならなかったものについては、すべてが特区で講じられる規制の特例措置等としてなじまないものとして整理をしたものではない。今後、地方公共団体や民間事業者等の更なる提案も受けながら、必要に応じて「実現するためにはどうすればいいか。」という方向で、検討を深めていくものとする。

別表1 全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
447	非常事態発生時におけるアマチュア局の運用の緩和	「免許人以外の者が行う無線局の運用を、当該免許人がする無線局の運用とする場合」(平成7年郵政省告示第183号)2の2	アマチュア局の無線設備を当該局免許人以外の者が操作する場合、当該局免許人の立ち会いを要していたものを、非常事態発生時等において、アマチュア局の無線設備を操作することができる資格を有する者が操作するときには、当該局免許人の立ち会いを要しないよう措置する。	平成22年度中	総務省
532	外国人への健康保険適用の緩和及び在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインの見直し	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(平成20年3月)	在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドラインについては、保険証の提示が加入義務の履行促進を目的としていることを明確にするため、項目8「社会保険に加入していること」の部分削除等の改正を行った。	平成22年3月(措置済)	法務省
842	市町村立幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可の見直し	学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項第2号	市町村の設置する幼稚園の設置廃止等に係る都道府県教育委員会の認可は、届出とする。	平成22年度中	文部科学省
9-107	私立保育所における給食の外部搬入方式の容認	児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第11条、第32条第1項、第5項	構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価意見を踏まえ、3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国において実施する。 【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】	平成22年度早期	厚生労働省

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
9-108	国民年金保険料の追納期間の延長	国民年金法(昭和34年法律第141号)第102条第4項	<p>国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年へ延長し、本人の希望により保険料を納付することで、その後の年金受給につなげることができるよう、国民年金法の一部を改正する。</p> <p>【平成22年1月29日付構造改革特別区域推進本部決定で「規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等」として措置区分されていたもの】</p>	平成22年通常国会に改正法案を提出(3月5日)	厚生労働省

別表2 規制所管省庁において今後検討を進める規制改革事項等

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
509	留学生の在留期間延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い在留期間の上限が5年とされた。これを踏まえ、現在、在留資格「留学」については、最長の在留期間を「2年3月」としているところ、大学等における教育期間が4年であることを考慮して、「4年3月」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省
510	「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」在留資格者の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省
511	在留期間延長の特例	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省
512	観光業務に従事する外国人労働者の在留資格要件等の緩和	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格については、「5年」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
513	外国人企業家の在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	在留期間の延長に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、一定の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省
514	「投資・経営」に関する在留期間の延長	出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第3条、別表第2	「投資・経営」の在留資格に伴う在留期間に関しては、第171国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、新たな在留管理制度の導入に伴い、在留期間の上限が5年とされたことから、「投資・経営」の在留資格について、「5年」の在留期間を定めることを予定。	改正入管法の施行日(公布の日(平成21年7月)から3年以内)までに結論	法務省
807	専修学校設置基準の緩和(生徒数の下限の緩和)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条第3号	専修学校の生徒数の最低基準の在り方等については、専修学校を含めた学校における今後のキャリア教育・職業教育の在り方に関する中央教育審議会での議論等を踏まえながら、対応を検討する。	平成23年度中を目途に結論を得るべく、速やかに検討	文部科学省
808	獣医師の重要性の高まりに対応した獣医学教育を行う大学獣医学部の設置の認可	「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」(平成15年文部科学省告示第45号)	現在、政府においては、平成22年6月を目途に取りまとめられる「新成長戦略」のなかで、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等を検討するとしている。獣医師は、感染症の予防・診断、医薬品の開発、食の安全性の確保等において重要な役割を担っており、上記の検討の中で、獣医師養成の在り方についても新たな視点から対応を検討していく予定。	平成22年度中を目途に速やかに検討	文部科学省

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管省庁
1102	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲	商工会議所法施行令(昭和28年政令第315号)第7条	商工会議所の定款変更に関する認可権限の都道府県への委譲については、地方分権に係る動向も踏まえ、平成22年度中に結論を得る。 【これまで「平成21年度まで」とされていた実施時期を改めて設定。】	平成22年度中に結論	経済産業省